

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 9月 1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：29件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	ページング装置（取水設備洗浄水ポンプ脇）において、拡声機能の不良が認められたため、当該ページングを点検・修理	D	
2	1号機	廃棄物処理設備フィルタースラッジサージタンクレベル計に上昇傾向が確認されたことから、調査したところ同レベル計検出配管の詰まりが考えられるため、当該検出配管を点検・清掃	D	
3	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）の海水側排水時、同熱交換器海水側水室ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
4	1号機	主発電機防災設備発電機機内封入用窒素ガスボンベ出口弁と窒素ガスボンベカードル出口ホースとの接続部より窒素ガスのリーク（かに泡程度）が認められたため、当該接続部を点検・修理	D	
5	2号機	タービン潤滑油系油清浄装置カートリッジフィルターの出口配管接続部に油のリーク（にじみ程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	中性子計装系移動式炉内計装系（TIP）制御盤にCh-D駆動制御装置ユニットの「玉型弁開閉信号又は遮蔽容器内信号異常」警報が発生したため、対応検討	D	
7	3号機	共用所内ボイラ循環ポンプ（B）ジャケット冷却水フローグラスに汚れが認められたため、当該フローグラスを点検・清掃	D	
8	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（制御棒座標：34-47）アキュームレータ水側シリンダドレン弁にシートリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
9	3号機	主発電機密封油ポンプのドレン配管に詰まりが認められたため、当該ドレン配管を点検・清掃	D	
10	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系主給気装置給気フィルターに汚れが認められたため、当該フィルターを清掃	D	
11	4号機	廃棄物処理設備廃液中和ポンプ（A）用シール水元弁（A）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	4号機	所内用圧縮空気系空気圧縮機（A系）の後置冷却器（A1）、（A2）の各ドレンセパレータドレントラップに動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
13	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン油タンク（B）フィルター切替弁上蓋締付けボルト部より油リーク（にじみ程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	タービン建屋換気空調系送風機（C・D）の給気装置筐体に発錆が認められたため、当該発錆部を修理	D	
15	5号機	タービン建屋換気空調系送風機（C・D）の入口側ダンパー操作ハンドルに発錆が認められたため、当該発錆部を修理	D	
16	5号機	タービン建屋換気空調系送風機（A・B）室（タービン建屋2階）の配管壁貫通部に雨水の浸入跡が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	5号機	計算機室用空調機室送風機（B）において、ドレン配管の詰まりによるドレン（結露水）の排水不良が認められたため、当該ドレン配管を点検・清掃	D	
18	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ反カップリング側軸受けの潤滑油戻り配管接続部より油のリーク（にじみ程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	5号機	所内ボイラのばい煙モニタ記録計に印字不良（文字のつぶれ）が認められたため、当該記録計を点検・修理 なお、指示値に問題なし	D	
20	5号機	タービン建屋換気空調系送風機（C/D）の出口側ダンパー操作ハンドルに発錆が認められたため、当該発錆部を修理	D	
21	5号機	タービン建屋換気空調系送風機（A）入口側ダンパー操作ハンドル、同送風機（B）入口および出口側ダンパー操作ハンドルに発錆が認められたため、当該発錆部を修理	D	
22	5号機	原子炉給水ポンプ用インジェクションブースタポンプ（B）軸受潤滑油補給用オイルのレベルに低下傾向、同ポンプ廻りに油が霧状に飛散していることが認められたため、対応検討	D	
23	5号機	所内ボイラ設備重油噴燃ポンプ（A）の起動操作を行ったところ、同ポンプが起動しないことが認められたため、調査後、対応検討	D	
24	6号機	濃縮廃液貯蔵タンク（A）点検において、同タンク側面にライニングの剥離、またタンク再循環配管のタンク入口側に腐食が認められたため、当該ライニング剥離箇所を補修、及び再循環配管を交換	D	
25	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン軸受けの漏えい検出配管出口部に油のにじみが認められたため、対応検討	D	
26	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン油タンク（A・B）用油フィルターフランジ締付けボルト部より油のリーク（にじみ程度）、同油タンク（B）用油フィルターベント配管下部に油滴が認められたため、当該部を点検・修理	D	
27	集中環境施設	廃棄物処理補機冷却海水系海水ストレーナ（A）入口弁（A）に操作スイッチにより開閉操作できない事象が発生したため、当該弁制御回路を調査後、対応検討	D	
28	集中環境施設	廃棄物処理補機冷却海水系熱交換器（B）の海水側排水時、同熱交換器上流側の海水ストレーナ（B）排水ライン出口弁（B）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
29	その他	放射線測定器定期点検において、電離箱式サーベイメータ1台の測定値に判定値外れが認められたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで